

第4回八幡市農業委員会議事録

令和5年11月6日（月） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和5年11月6日開催の第4回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（前田 孝文） _____

案 件

議案第 12 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請審議の件
議案第 14 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）
議案第 15 号 農用地利用権設定について
議案第 16 号 農地中間管理事業による農用地利用権設定について

報 告 農地法第 4 条届出書について
農地法第 3 条許可取消願いについて

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	北川 邦彦
長村 信幸	西村 忠雄	金谷 泰宏	辻 典彦
奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男	猪飼 美和子

欠 席

古里 治彦 符川 亮

出席農地利用最適化推進委員

伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸	關西 保博
堀口 雅智			

欠 席

上野 信昭 小里 隆信 佐野 富彦

事務局

西岡 賢治	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今から、第4回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、12名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号11番 奥村芳治 委員と議席番号12番 前田孝文 委員をお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第12号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNo.2について議題といたします。本案件については、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員退室)
議 長	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) No.2 申請物件の所在 岩田中道 地目は田、面積3,280㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件の譲受人につきまして、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、10月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第12号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNo.2につきましては、許可することといたします。
議 長	それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)
議 長	つづきまして、「議案第12号 農地法第3条許可申請審議の件」のうち残りのNo.1、No.3、No.4について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 八幡西島 地目は田、面積 955 m² 外 1 筆 No.3 申請物件の所在 岩田竹綱 地目は田、面積 652 m² No.4 申請物件の所在 戸津木戸口 地目は田、面積 1,599 m² 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 (法説明) 譲受人につきましては、それぞれ農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>ただ今の案件につきまして、10 月 27 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 12 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」のうち No. 1、No. 3、No. 4 につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>次に「議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 岩田茶屋ノ前 地目は田、面積 65 m²のうち 7.34 m² 外 2 筆 転用目的 工事仮設敷地 (一時転用) 賃貸人、賃借人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件につきましては、鉄塔基礎撤去のための一時転用で、転用期間は許可日から 5 カ月です。農地法第 5 条第 2 項ただし書き、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イに基づく一時的な利用に供するものであり、利用の後、その土地が耕作の目的に供されることが確実に認められることから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>

農地転用 副部長	ただ今の案件につきまして、10月2日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第13号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 内里中島 地目は田、面積1,666㎡ 外3筆 被相続人、相続人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても、租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われまます。 承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、10月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）」につきましては、承認することといたします。
議 長	次に「議案第15号 農用地利用権設定について」を議題といたします。 初めに、No.2 内里西山川の案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)

議 長	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 本件につきましては、八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、10月27日に部会を開催し、審議した結果、農業振興部会といたしましては、異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第15号 農用地利用権設定について」のNo.2の利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)
議 長	続きまして、「議案第15号 農用地利用権設定について」でございますが、次は、No.5岩田辻垣内の案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
議 長	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)

議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 15 号 農用地利用権設定について」のNo.5 の利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。</p> <p>それでは、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第 15 号 農用地利用権設定について」でございますが、次は、No.6 内里窪の案件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p>
議 長	<p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読)</p> <p>本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 15 号 農用地利用権設定について」のNo.6 の利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。</p> <p>それでは、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第 15 号 農用地利用権設定について」の残りの案件を一括で議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読)</p> <p>本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>

議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 15 号 農用地利用権設定について」の残りの案件の利用権設定については、すべて妥当である旨、回答いたします。
議 長	続きまして、「議案第 16 号 農地中間管理事業による農用地利用権設定について」を議題とします。 事務局に説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 本件は、農地中間管理事業により京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するものです。 令和 5 年 10 月 13 日付けで八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、10 月 27 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 16 号 農地中間管理事業による農用地利用権設定について」は、妥当である旨、回答いたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	(事務局 報告) 「農地法第 4 条届出書について」 農地法第 4 条届出書は、露天駐車場の転用目的で、9 月 13 日に届出があり、9 月 21 日に受理通知を行いました。

議 長	「農地法第3条許可取消願いについて」 譲渡人の事情により農地法第3条の許可取消願いが提出されました。 他に何かございませんか。
委 員	議案第16号の件で、議案書の表記についてですが、京都府農業会議を介しての利用権設定は初めて出てきました。 議案書では、京都府農業会議を借り手、貸し手として2段書きになっていますが、借り手と貸し手を書いて1段書きにできないでしょうか。今後、この形に移行していくので、量的にも多くなり事務局も大変だと思います、改善できないでしょうか。
事務局	議案書の表記や事務手続きについては、経過措置が終わる令和6年度中に検討いたします。
議 長	他に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第4回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。